美作市障害福祉サービスの支給決定基準に関する要領

（目的）

第１条　この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 22 条第１項に定める介護給付費等の支給の要否（以下「支給要否」という。）、同条第７項に定める介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）の決定等及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の５の７第１項に定める障害児通所給付費等の支給の要否（以下「支給要否」という。）、同条第７項に定める障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量（以下「支給量」という。）の決定等について必要な事項を定め、もって適正かつ公平に障害福祉サービス等の支給を行うことを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において使用する用語の意義は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（支給決定基準等）

第３条　サービスごとの支給決定基準及び基準支給量は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）については、障害支援区分ごとの国庫負担基準を根拠として、介護者の状況等の勘案事項から支給量の調整を行うことを基本とし、それぞれの支給決定基準については別表第１のとおりとする。

(2) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型））については、国から示されている月の利用日数（１月の日数から８を差し引いた日数）を基準支給量とし、それぞれの基準支給量については別表第２のとおりとする。ただし、「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成 18 年９月 28 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合については、日中活動系の各サービス支給量を増やすことができるものとする。

(3) 居住系サービス（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助）、就労定着支援、自立生活援助及び地域相談支援（地

域移行支援、地域定着支援）については、１月の日数を基準支給量とし、それぞれの基準支給量については別表第３のとおりとする。

(4) 短期入所については、原則として７日を基準支給量とし、支給決定基準等については別表第４のとおりとする。

(5) 児童通所支援については、国から示されている月の利用日数（１月の日数から８を差し引いた日数）を基準支給量とし、それぞれの基準支給量については別表第５のとおりとする。ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定することとする。

（支給決定等）

第４条　支給決定は、障害支援区分ごとの支給決定基準及び基準支給量を基本とし、家族等介護者の状況や社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、サービスの利用意向又はサービス利用計画案を作成した場合はその計画案に基づき、サービスの種類、支給量及び支給決定期間を個別に決定するものとする。

２　前項の支給に際しては、支給決定基準から算出した利用時間数及び基準支給量を支給の上限として、サービスの利用希望量がこの範囲内であれば、希望どおり支給を決定するものとする。

（支給決定基準等と乖離する支給決定）

第５条　障害者等及び介護者の特別な事情により、支給決定基準から算出した利用時間数及び基準支給量と乖離する支給決定を行う必要がある場合には、支給決定案とともに支給決定基準等と乖離した支給決定案を作成した理由を付して、美作市障害支援区分認定審査会(以下「認定審査会」という。)の意見を聴き、適切な支給量を決定するものとする。

２　支給決定基準から算出した利用時間数及び基準支給量と乖離する支給決定の判断基準は、サービス利用希望量が市の定める支給決定基準等と乖離するものであって、市又は指定相談支援事業者がサービス利用計画の作成にあたり、２月を超えて引き続きサービスの利用が必要であると認めたものとする。

３　心身の状態の変化により支給決定基準等と乖離するものと判断される場合については、心身の状態の変化に係る専門的見解について、医療機関、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所又は精神保健福祉センター等の専門機関の意見を聴くものとする。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和８年６月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の支給決定基準

(1) 居宅介護

障害支援区分１以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）の者について、各障害支援区分の支給決定基準は次のとおりとする。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者は、障害支援区分２以上であって、かつ障害支援区分認定調査項目のうち、①「歩行」：「全面的な支援が必要」、②「移乗」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、③「移動」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、④「排尿」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」、⑤「排便」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」のいずれか一つ以上に認定されている者とする。

なお、介護者等の状況によりサービスの支給量を増やす必要があると認められるときは、この支給決定基準に対して、別記「訪問系サービスに係る支給量調整基準」（以下「調整基準」という。）により調整し、支給決定することができる。

支給決定基準（単位）

障害支援区分	基本	介護保険対象者
区分１	3,170	－
区分２	4,090	－
区分３	6,010	－
区分４	11,300	－
区分５	18,100	1,120
区分６	26,040	1,850
障害児	10,160	－

(2) 重度訪問介護

障害支援区分４以上の者について、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を有する者について、各障害支援区分の支給決定基準は次のとおりとする。

なお、介護者等の状況によりサービスの支給量を増やす必要があると認められるときは、この支給決定基準に対して、調整基準によ

り調整し、支給決定することができる。

支給決定基準(単位)

障害支援区分	基本	介護保険対象者
区分４	29,400	14,780
区分５	36,850	15,430
区分６	63,040	23,130

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者又は障害児で、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」、及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が１点以上の者について、支給決定基準は次のとおりとする。

支給決定基準(単位)

障害支援区分	基本
区分に関わらず	14,670

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者又は障害児で、常時介護を要する者のうち障害支援区分３以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)であって、障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者について、各障害支援区分の支給決定基準は次のとおりとする。

なお、介護者等の状況によりサービスの支給量を増やす必要があると認められるときは、この支給決定基準に対して、調整基準により調整し、支給決定することができる。

支給決定基準(単位)

障害支援区分	基本
区分３	16,100
区分４	21,700
区分５	28,860
区分６	37,510

障害児	20,490

(5) 重度障害者等包括支援

障害支援区分６以上（障害児にあっては区分６に相当する支援の度合）で意思疎通に著しい困難を有する者についての支給決定基準は次のとおりとする。

なお、介護者等の状況によりサービスの支給量を増やす必要があると認められるときは、この支給決定基準に対して、調整基準により調整し、支給決定することができる。

支給決定基準(単位)

障害支援区分	基本	介護保険対象者
区分６	96,870	67,950

別記

訪問系サービスに係る支給量調整基準

(1) 介護者の状況等によるポイントの算定

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)の障害支援区分ごとの支給決定基準に対する調整で、訪問調査における概況調査票の「介護者関連項目」の記載事項を中心に判断し、次表により各ケースのポイントを算定する。

○ポイント算定表(アの数値にイ～オの数値を積算する。)

調査項目		選択肢	
ア	介護者の有無	あり	1
		なし	0
イ	介護者の年齢	18 歳以上 65 歳未満	×１
		18 歳未満及び 65 歳以上	×0.8
		介護保険適用者	×0.5
ウ	介護者の在宅時間	18 時間以上	×1.2
		12 時間以上 18 時間未満	×１
		12 時間未満	×0.8
エ	介護者の健康状況	良好	×１
		やや不良	×0.8
		不良	×0.5

オ	利用者以外の同居障害者等	なし	×１
		あり	×0.5

(2) サービス支給量の調整率

上表により算出されたポイントに基づき、次表により各ケースのサービス支給量を個別に調整することができるものとする。

○算定ポイントによる調整率表

区分	算定ポイント	調整率	家事・介護能力の判定
A	0.48 未満	支給量×1.5	障害者単身世帯又は介護者が障害、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力に著しく欠けるもの
B	0.48 以上 1 未満	支給量×1.2	介護者が障害、疾病、高齢、就労等により日常の家事及び介護の能力に欠けるもの
C	1 以上	支給量×1.0	介護者が日常の家事及び介護の能力に問題がないもの

(3) その他の特例

介護者の病気等による入院のために一時的に支給量を超えるサービスを受ける必要がある場合や、現状の支給量で３ヶ月を目安にサービス提供を行い、なお支給量が不足する場合など、特別な支援の必要性があると認められる場合は、訪問調査における概要調査票の「地域生活関連」や「居住関連の調査項目」等を勘案したうえで、調整後のサービス支給量を超えて必要量を支給決定することも可能とする。ただし、この場合の支給決定は２月を超えない期間で決定することとし、２月を超えて引き続き利用を必要とすることが予測される場合には、支給決定基準等と乖離する支給決定として、認定審査会の意見を聴き、適切な支給量を決定するものとする。

別表第２（第３条関係）

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、）の支給決定基準

(1) 生活介護

障害支援区分３（障害者支援施設に入所する場合は区分４）以上、50 歳以上は障害支援区分２（障害者支援施設に入所する場合は区分３）以上である者について、基準支給量は次のとおりとする。

年齢	障害支援区分	月利用日数（日）
50 歳未満	区分３以上（入所は区分４以上）	１月の日数から８を差し引いた日数
50 歳以上	区分２以上（入所は区分３以上）	

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）

ア　機能訓練

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障害者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数（日）
１月の日数から８を差し引いた日数

イ　生活訓練

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障害者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数（日）
１月の日数から８を差し引いた日数

(3) 就労選択支援

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数(日)
１月の日数から８を差し引いた日数

(4)　就労移行支援

就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数(日)
１月の日数から８を差し引いた日数

(5)　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

ア　Ａ型

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについて、基準支給量は下記のとおりとする。

月利用日数(日)
１月の日数から８を差し引いた日数

イ　Ｂ型

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものについて、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数(日)
１月の日数から８を差し引いた日数

別表第３（第３条関係）

居住系サービス（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助）、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の支給決定基準等

(1) 療養介護

障害支援区分６で気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、障害支援区分５以上で次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者について、基準支給量は次のとおりとする。

ア　重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者

イ　医療的ケアの判定スコアが 16 点以上の者

ウ　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上である者であって、医療的ケアスコアが８点以上の者

エ　遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが８点以上の者

障害支援区分	月利用日数（日）
区分５以上	１か月の日数

(2) 施設入所支援

生活介護の対象者で障害支援区分４（50 歳以上は区分３）以上である者、自立訓練又は就労移行支援を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの、生活介護を受けている者であって障害支援区分４（50 歳以上の場合は障害支援区分３）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者、就労継続支援Ｂ型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数（日）
１か月の日数

(3) 宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）を受けている者のうち、日中、一般就労

や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数(日)
1か月の日数

(4) 共同生活援助

共同生活型、サテライト型等の住居への入居を希望する障害者について基準支給量は次のとおりとする。

障害支援区分	月利用日数(日)
区分1又は非該当	1か月の日数

ただし、区分2以上であっても利用者が希望し、かつ施設が受入可能であれば支給することができる。

(5) 就労定着支援

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数(日)
1か月の日数

(6) 自立生活援助

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても、家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数(日)
1か月の日数

(7) 地域移行支援

地域生活への移行のための支援が必要と認められる者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数(日)
1か月の日数

(8) 地域定着支援

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数(日)
1か月の日数

別表第4(第3条関係)

短期入所の支給決定基準等

障害支援区分1以上(障害児に必要とされる支援の度合に応じて主務大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児))の者で、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者又は障害児について、基準支給量は次のとおりとする。

障害支援区分	月利用日数(日)
区分1以上	7日以内
児童	

(1) 短期入所の特例給付

短期入所の性質上、保護者の疾病等やむを得ない事情により利用が必要と認められる場合は、一時的に支給量を増やすことができるものとする。

この場合、訪問系サービスの調整基準のポイント算定表により算出されたポイントに基づき、次表によりサービス支給量を決定することができるものとする。ただし、特例給付の事情が消滅したときは、速やかに基準支給量で再決定しなければならない。

区分	算定ポイント	月利用日数(日)
A	0.48未満	14日以内
B	0.48以上1未満	10日以内
C	1以上	7日以内

(2) 長期利用基準

介護者等の状況等により、短期入所の長期利用が必要と認められるときは、その期間、介護者が不在となる等の理由を確認できる書

類(診断書等)の提出を求め、利用の妥当性を確認した上で、１か月の日数を限度に支給決定することができる。

なお、1 月を超える期間、介護者の不在が予測されるときは、施設入所(状況によっては入院)手続きを行い、２月を超えない期間まで支給決定することができることとするが、２月を超えて引き続き利用を必要とすることが予測される場合には、支給決定基準等と乖離する支給決定として、認定審査会の意見を聴き、適切な支給量を決定するものとする。

別表第５(第３条関係)

障害児通所支援の支給決定基準等

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童について、基準支給量は次のとおりとする。

月利用日数(日)
１月の日数から８を差し引いた日数